

1) 東証、プライム企業対象に 2025 年 4 月から英文開示義務化を発表

- ・東証は 2 月 26 日に、最上位のプライム市場に上場する約 1,600 社を対象に、決算などの重要な情報の英文開示を令和 7 年（2025 年）4 月から義務づけると公表した。企業の対応に時間がかかることを考慮して、1 年間の猶予期間を設ける。海外から更なる資金を呼び込むのが狙い。対応しない企業には規則違反として、企業名を公表するなどの措置を取る。パブリックコメントを 3 月下旬まで募集し、4 月をめぐりに内容を確定する予定。なお、当会はこのパブコメには対応しないが、内容が確定後適宜月例報告に含める予定。
- ・なお、東証の公表した「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備の概要」の詳細は <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/skc8fn0000002jw1-att/skc8fn0000002jyd.pdf> を参照されたい。

2) 公取委が「下請けいじめ」企業に下請法の遵守を勧告。下請法の運用基準の見直し案も。

①日産に下請法遵守勧告。公取委は業界での常態化を問題視。

- ・3 月 7 日に、公取委は日産自動車が出請け業者への支払い代金を一方的に減額したとして下請法違反と認定し、同社に再発防止を勧告し、社長を中心とする順法管理体制の整備を求めた。コストダウンを目的に、約 2 年間で部品メーカーなど下請け 36 社を対象に、一度決まった支払代金から合計 30 億円超を減額したと認定したもの。違法な商慣習は数十年前から常態化していたとみられ、公取委は同様な下請けいじめが自動車業界で相次いでいる点を問題視し、業界団体の日本自動車工業会にも再発防止を申し入れるとした。

②ニデック子会社が「下請けいじめ」で公取委より勧告受ける。発注せずに金型の無償保管と棚卸作業を強要

- ・3 月 25 日に公取委は、ニデックの子会社であるニデックテクノモーターが出請法に違反する行為があったとして、勧告を行ったと発表した。同社は空調用・産業用の各種中小型モーターや応用製品の開発・製造・販売を手掛けているが、資本金 3 億円以下の下請け企業 44 社に対して、発注せずに金型など 600 個を無償保管させ、現状確認などのために棚卸作業まで行わせていた。これらの行為に対して、同社は下請け企業と協議した上で 1,800 万円強を支払い、全ての金型などを回収・廃棄した。
- ・公取委は同社に対して、今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会決議すること、下請法に対する順法管理体制を社内で整備すること、などを勧告した。

③公取委の下請法運用基準の見直し案など

- ・政府は中小企業が賃上げを実現できるよう、取引の相手である大企業に対する監視を強めている。公取委は原材料のコスト上昇分を取引価格に転嫁するための交渉をしなかったなどとして、令和 4 年 12 月に大企業の社名を公表し、昨年 11 月には中小企業の人件費について取引価格に転嫁できるようにする指針も示していた。
- ・これに加え、公取委は 4 月 1 日に、インフレに対応した価格転嫁のルールを整備するため、下請法の運用基準で見直し案を示した。下請法では買いたたき行為を「通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定める事」と規定し、この規定に対する下請法の運用の基準を明確にすることが狙いである。公取委は同日からパブリックコメントを開始し、5 月中をめぐりに成案を公表する予定。新たな運用基準案では著しく低い下請代金の額の例として「公表資料でコストの著しい上昇が把握できる場合において、据え置かれた下請代金」と明記している。政府が公表するガソリン価格などをコスト上昇の根拠にする模様。
- ・今後は、人件費の価格転嫁でも同様な方針を示す予定で、例えば春季労使交渉の結果や最低賃金などで労務費の増加が明確な場合、価格が据え置かれた取引は下請法違反の恐れが生じる可能性がある。公取委は運用

基準に記載することでコスト上昇分の価格転嫁を産業界全体に促す狙いがある。今後新たな基準に基づき、違反企業の指導や勧告を実施する予定である。

- ・なお、当会はこのパブコメには対応しないが、現状の下請法の概要については、下記の URL を参照されたい。
<httpswww.jftc.go.jpshitaukeshitaukegaiyogaiyo.html.html> <httpswww.jftc.go.jpshitauke.html>

3) 暗号資産（仮想通貨）の無謀取引の闇と国内の取引量が過去最多を記録

①2022 年 11 月の暗号資産（仮想通貨）交換大手 F T X トレーディング（本社・バハマ）の経営破綻

- ・同社の経営破綻により、裏付け資産のない電子通貨を使った錬金術まがいのビジネスや顧客の預かり資産の流用が明るみに出たが、詳細な全貌は見えないままとなっている。F T X の創業者で元 C E O が所有する投資会社アラメダの資産の大部分は、F T X が発行する裏付けのない独自の電子通貨 F T T であったが、競合する仮想通貨大手のバイナンスが、保有する F T T を売却すると公表すると F T T 価格は急落。F T X の財務不安が高まり、投資家が一斉に F T X から資金を引き出す取り付け騒ぎが起きた。2022 年 11 月に F T X とグループ会社約 130 社は連邦破産法の適用を申請し、負債総額は約 500 億ドル（約 7 兆円）、債権者は 100 万人超となり、F T X は破綻後にハッキングされ多くの資産が流出し、上層部の使い込みも発覚した。
- ・騒動の直接的な要因は、F T X とアラメダのずさん経営であったが、F T X は裏付けのない F T T を担保に顧客から集めた資金を融資しビジネスを拡大し、ソフトバンクグループなどの機関投資家も出資していた。元エンジェルスの大谷翔平らトップアスリートを宣伝に起用し、民主党に多額の献金をするなど知名度は急上昇していた。米国やバハマ当局が実態解明に動いているがどこまで把握できるか疑問視されていた。F T X が錬金術のような事が出来た背景は、コロナ禍の景気下支えで膨れ上がった金融緩和マネーの一部が仮想通貨に向かったことにある。その後主要中央銀行による金融引き締めで、過剰なリスクを取った無謀な金融取引は行き詰った。F T X 以外にも、過剰なリスクでの金融取引は次々と露見している。通常の銀行取引を受けられない相手への高金利融資の「影の銀行」など当局の眼が届きにくい所も大きなリスクが潜んでいた。

②2023 年（令和 5 年）に入って国内の暗号資産の取引量が活発に。資産形成手段としては？

- ・特定の国の通貨に依存しない投資対象として注目が高まっていることなどが背景にあり、国内の暗号資産（仮想通貨）の令和 5 年 12 月の現物取引量はデータの残る平成 30 年以降で過去最多の月 1.7 兆円超を記録した。世界的にも取引量は増加傾向にあり、各国で続いた金融緩和により市場に資金があふれたことより、特定の国の経済状況に依存しない投資対象として保有できるという利点が注目されている模様。
- ・国内では、フリーマーケットアプリ大手のメルカリが参入するなど、企業が提供する取引サービスも増加し、市場は拡大を続けそうである。同社は 2 月 15 日に暗号資産に関するサービス発表会を開催し、メルカリのアプリで商品を購入する際、決済に暗号資産の代表格である「ビットコイン」を使用できる機能の提供を開始し、暗号資産を用いた決済は今後大きく拡大すると期待している。（注：米証券取引委員会 S E C は 1 月に、ビットコインの上場投資信託 E T F を承認している）
- ・暗号資産取引ではこのほか、S B I ホールディングスやマネックスグループなどもサービスを提供、決済手段として利用できる場所も徐々に増えており、国内では家電量販店大手のビックカメラが平成 29 年からビットコイン決済の対応を開始し話題になっていた。
- ・法定通貨ではなく国家がその価値を保証しない暗号資産は、安定的な資産形成手段とは言えないとする声もある。「投資は中長期的な視点持つことが前提だが、暗号資産は価格変動が大きく、目先の値動きに振り回されるリスクがあるし、大量に暗号資産へつぎ込むのは現実的ではない」とのアナリストの解説がある。
- ・一方、交流サイト（S N S）で勧誘される暗号資産（仮想通貨）や外国為替証拠金取引（F X）への投資に関するトラブルが後を絶たないとして、国民生活センターが「確実にもうかる話はない」と強く注意を喚起して

いる。令和4年度の仮想通貨に関する相談は5,623件、F×は2,536件で、5年度はそれを上回るペースで、特に仮想通貨では20代が騙されるケースが目立つと。3月1日には、暗号資産の購入名目で知人女性から4千万円をだまし取った元バルセロナ五輪柔道代表が詐欺の疑いで逮捕されている。

4) 生成AIの開発・活用と規制について(4)

①文化庁文化審議会著作権分科会「AIと著作権に関する考え方について」を公表

- ・3月19日、文化庁文化審議会著作権分科会にて、3月15日付同分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」(以下「本報告書」という。)が報告され、正式に本報告書が公表された。
- ・本報告書は、生成AIの急速な普及に伴う著作物(例:記事や画像等)の限りの無い無断利用へのクリエイターら権利者の懸念が問題化している現状において、無断利用に一定の歯止めをかけ、権利者の懸念を解消・軽減することを目的として、同分科会法制度小委員会にて、7回の会議を重ね、第6回段階での素案に対してパブリックコメント募集手続を実施し、それらの成果を踏まえて成案に至ったものである。
- ・本報告書では、生成AIの著作権侵害に関する問題について、1)生成AIの開発・学習段階と2)生成・利用段階に分けて、具体的な論点の検討を行い、開発・学習段階および生成・利用段階における著作権侵害の成否について、具体例を交えながら論点およびあり得るいくつかの考え方を示している。
- ・開発・学習段階では、AI学習の結果、学習対象となった著作物(以下「原著作物」という。)の創作的表現と共通または強い影響を受けた生成物が生成された場合は、著作権30条の4第2号により利用者に許容される情報解析目的には該当せず、著作権侵害となるとの考え方を示す一方、AIの生成物が、原著作物の「作風」や「画風」といったアイデア等に類似するに止まり、原著作物との類似性までは認められない場合は、同号但書(著作権者の利益を不当に害することとなる場合)に該当しないとの考え方を示している。
- ・また、大量の情報を整理して販売されているデータベースを複製等する行為、AI学習のための複製等を防止する技術的措置が講じられている著作物の技術的措置を回避してAI学習に用いる行為、海賊版等の権利侵害著作物をAI学習のために複製する行為は、著作権侵害となるとの考え方を示している。
- ・生成・利用段階では、生成AIの利用者が原著作物を認識していた場合、または利用者が原著作物を認識していなかったが、AIの生成物が原著作物と類似し、かつAI学習データに原著作物を用いていた場合は著作権侵害となる(従ってAIの生成物が原著作物と類似する場合、原著作物を利用者が認識しておらず、かつAI学習データに原著作物を用いていない場合以外は、著作権侵害となる)との考え方を示している。
- ・但し、本報告書では、パブリックコメントにおいて、十分な議論の期間が取れていないにもかかわらず、生成AIと著作権侵害との関係について、踏み込んだ解釈がなされることについて多数の慎重な意見があったことを踏まえて、本報告書は法的拘束力を持つものではないこと、また、現時点の特定の生成AIについて確定的な法的評価を行うものではないことも明記された。
- ・そして、同審議会著作権分科会は、生成AIと著作権との関係は、法制面だけでなく、具体的な運用場面での予測可能性を高める観点も必要なことから、新たに「AIと著作権に関する関係者ネットワーク(仮称)」を設立し、権利者・利用者双方に本報告書の内容が十分理解されるようフォローしていくこととした。
- ・生成AIによる著作権侵害の問題は、米国では、ニューヨークタイムズが、生成AIの学習に記事が無断利用されたとして、オープンAIとマイクロソフトを提訴するなど、複数の訴訟が提起され、EUでは、文章や画像をAI学習に用いるには著作権者の許可が必要(2019年著作権指令)とし、影響の大きいAIモデルの開発者に学習データの開示義務を課す(AI法案(2024年3月可決))等の規制の動きが本格化している。
- ・一方、日本では、AIと著作権侵害に係る裁判例の蓄積が無く、裁判所がどのような判断を行うか予測困難な現況である。従って、生成AIの具体的な利活用の戦略を検討する場合には、将来的な紛争予防の見地か

ら、本報告書に示された考え方の道筋をあらかじめ理解・参照しておく意義が認められる。

- ・なお、「A I と著作権に関する考え方について」の詳細については、下記の URL を参照されたい。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801_01.pdf

②経産省・総務省合同による「A I 事業者ガイドライン第 1.0 版（案）」を公表

- ・3月14日、「A I 事業者ガイドライン検討会」（経産省）・「A I ネットワーク社会推進会議」（総務省）・「A I ガバナンス検討会」（総務省）の合同会議にて、「A I 事業者ガイドライン第 1.0 版（案）」が公表された。
- ・これまで事業者向けガイドラインとして、総務省が、2017 年 7 月「A I 開発ガイドライン」、2019 年 8 月「A I 利活用ガイドライン」、経産省が、2022 年 1 月「A I 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン ver. 1.1」を公表し、3つのガイドラインが並列して分かりづらい面があったところ、官邸主催の「A I 戦略会議」が、2023 年 5 月 26 日の会議にて、「生成 A I の普及を踏まえ、既存のガイドラインに関して、必要な改定などを検討する必要がある」との方針を示したことを受けて、ガイドライン一本化の検討が開始された。
- ・「A I 戦略会議」は、2023 年 12 月 21 日の会議にて、「A I 事業者ガイドライン案」を公表し、2024 年 1 月 20 日から 2 月 19 日の間、パブリックコメント募集。約 4000 件のパブリックコメントを踏まえ、「A I 事業者ガイドライン第 1.0 版（案）」（以下「本ガイドライン」という。）が公表されるに至ったものである。
- ・本ガイドラインは、A I の安全安心な活用が促進されるよう、A I ガバナンスの統一的な指針を示し、A I の利用者が、国際的な動向やステークホルダーの懸念を踏まえた A I リスクを正しく認識し、必要となる対策を A I のライフサイクル全体で自主的に実行できるよう後押しし、互いに関係者と連携しながら、共通の指針と、各主体に重要となる事項および A I ガバナンスを実践することを通して、イノベーションの促進とライフサイクルにわたるリスクの緩和を両立する枠組みを積極的に共創していくことを目的とする。
- ・そして、本ガイドラインは、39 ページの「本編」と 163 ページの「別添（付属資料）」の二部構成から成り、「本編」では、A I により目指すべき社会を示すとともに、A I 開発者・A I 提供者・A I 利用者の各主体が取り組むべき事項として、基本理念・原則・共通の指針・A I ガバナンスの構築を定義し、それらを踏まえて各主体に関する事項を定め、「別添」では、具体的な実践方法について、各主体に共通する事項と、主体ごとの実践事項を分けて記載し、読み手である企業の担当者が自身に関係するところに容易にたどり着ける構成となっている。更に「別添」では、実際に生じた問題事例を多数記載し、参考に供している。
- ・特に、「別添 7」は、「全主体向けチェックリスト」と「高度な A I システムに関係する事業者向けチェックリスト」を掲載し、加えて「具体的なアプローチ検討のためのワークシート」が、ガバナンス構築関連・共通の指針関連・A I 開発者関連・A I 提供者関連・A I 利用者関連・高度な A I システムに関係する事業者関連ごとに掲載されている。事業戦略上、A I を利活用しようとする場合、これらのチェックリストやワークシートをスタートポイントとして、必要な取り組みの洗い出しを行う作業から進めていくといったかたちで、本ガイドラインに沿った適正な A I に関する内部統制の構築と運用を実践していくことが期待されている。
- ・生成 A I の開発・活用と、規制（A I ガバナンス）のあり方については、EU や中国のように法規制（ハードロー）中心の進め方がある一方、日本では、ガイドラインの整備によるソフトローによる規制路線が選択されている。従って、企業等の各主体には、A I ガバナンスの実践として、本ガイドラインへの自主的・選択的な対応、そしてそれらの対応にかかる説明責任（コンプライン・オア・エクスプレイン）が求められる。
- ・日本の法制度整備のスピードに鑑みると、ハードローでは A I の技術発展や社会実装に追いつくことが難しく、今後もソフトロー中心の規制が継続することとなるので、A I 政策の動きの継続的な注視が必要である。
- ・なお、「A I 事業者ガイドライン第 1.0 版（案）」の詳細については、下記の URL を参照されたい。

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/2023_003.html

注：なお、「生成AIの開発・活用と規制について」の（その1）は、11月月例報告の1ページ（2）項を、（その2）は1月月例報告の4ページ3）項を、（その3）は4月月例の2ページ5）項を参照されたい。

5) ファナック台湾子会社との取引巡り97億円申告漏れを国税局より指摘される

- ・ 工作機械大手のファナックが海外子会社との取引を巡って東京国税局の税務調査を受け、移転価格税制に基づいて3年間で約97億円の申告漏れを指摘されたことが3月15日判明した。過小申告加算税などを含めた追徴税額は約22億円。台湾子会社との半導体生産に用いる機械部品などの取引を巡り、国内で計上すべき所得を移したと認定されたもの。指摘があったのは2021年3月期までの台湾子会社との取引で、半導体生産に用いる工作機械のコンピューター数値制御装置や産業用ロボットなどの部品について、国税当局は一般的な取引と比べて価格を低く設定し、本来はファナックに帰属すべき利益が子会社に移転して日本での納税額が少なくなったと判断したもの。
- ・ 移転価格税制は企業が海外の子会社との取引で価格（移転価格）を調整するなどして、日本での課税所得を減らす行為を防ぐ制度である。似た業態の同種取引と比較するなどして価格が適正かを判断し、問題があれば申告漏れを指摘して追徴課税する。世界的な半導体需要の増加による好景気を背景に、今後国税当局が台湾企業との取引に注目する可能性が高いとみられている。2022事務年度に移転価格税制によって申告漏れが指摘されたのは149件で、申告漏れ所得の総額は392億円であった。

6) その他。トピックス・・・3月8日は国連が定める「国際女性デー」テーマは「Inspire Inclusion」

①変わる企業の女性活躍の芽。企業成長に必須。課題は地方波及。「包括的な社会の実現に向けて」

- ・ 少子化や人手不足の問題が深刻化する中、企業の女性活躍に対する関心がかつてないほど高まっている。政府も昨年、東証の最上位プライム市場の上場企業の女性役員比率を2030年までに30%以上とする目標を掲げた。OECDの2022年調査では、日本の女性役員比率は15.5%でG7の中で断トツの最下位である。若年層を中心に共稼ぎが一般的になっており、政府が男性の育休取得を推進するのも、女性の育児負担軽減を狙ったものだが、足元の取得率は17.13%にとどまっている。特に、地方や中小企業では男性育休取得は困難な状況である。地方の人口流出は深刻な問題だが、特に女性の流出傾向が強くなっている。
- ・ 厚労省の雇用均等基本調査によると、民間の男性の育休取得率は17.13%で、女性の80.2%との差は大きく、政府の「令和7年までには50%取得」との目標にも乖離がある。従業員が1千人超の企業に対しては、既に令和5年4月から男性の育休取得率の実績値公表を義務付けているが、今国会で「次世代育成支援対策推進法」の改正案で、従業員101人以上の企業に対し、男性従業員の育休取得率の目標設定を義務付ける内容を盛り込む。令和7年4月に義務化を開始し、対象の民間企業は5万社になる模様。

②世界に挑戦する日本女性の例。「政治経済分野をはじめとする女性参画の推進を」

- ・ 住友不動産（USA）社長兼CEOの三好麻里さん・・・「多様性を認めて才能開花」住友不動産ビル事業本部法人営業部を経て、平成11年に女性初の海外赴任者として渡米、「南カリフォルニア日米協会」の会長に日本人で初めて就任するなどして、23年住友不動産（USA）社長、本年4月同社女性初の執行役員に就任。
- ・ 国連事務次長（軍縮担当上級代表）の中満泉さん・・・「創造的な仕事 臆せず挑戦」
早大卒・米ジョージタウン大院修了。国連で働く夢を抱き、1989年に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）入所。平和維持活動局などで幹部を勤め、2017年から現職。2児の母。60歳。
- ・ 国際刑事裁判所（ICC）（本部オランダ・ハーグ）所長の赤根智子さん・・・「日本人初の重責担い緊張を」
函館地検検事正、国連アジア極東犯罪防止研修所所長を経て、2018年ICC裁判官に就任し、今年3月18人の裁判官の互選で決まり、日本人初の所長就任。ICCは昨年プーチン大統領にウクライナ戦争犯罪容疑で逮捕状を出した結果、露内務省は赤根氏を指名手配しており、露の威嚇にさらされている。 以上。